旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価に関する補足資料

<補足資料内容>

- 46. 建設発生土の指定処分について
- 47. 公益的施設用地における防災機能について
- 48. 桜並木の景観について
- 49. 鎌倉古道の一部改変に伴う人と自然との触れ合いの活動の場へ の影響について
- 50. 後背地との連続性に配慮した調整池について
- 51. 鳥類のねぐら調査の時間帯について
- 52. 大門川と相沢川を暗渠化した理由及び経緯
- 53. 国内における暗渠化の事例について
- 54. 相沢川の谷戸環境について

令和3年11月 横 浜 市

46. 建設発生土の指定処分について

第 12 回審査会 (2021 年 9 月 30 日開催) の補足資料 38 について、表 9.15-9 及び表 9.15-10 の、「産業廃棄物、建設発生土の適正な管理」の欄を以下のように修正します。

表 9.15-9 環境保全措置の検討の状況

| 環境保全措置 | 実施の適否 | 適否の理由 |
|-------------------|-------|---|
| 産業廃棄物、建設発生土の適正な管理 | 適 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、神奈川県土砂の適正処理に関する条例等を遵守するとともに指定処分を前提とすることにより、産業廃棄物や建設発生土の適正処理が図られます。 |

表 9.15-10 環境保全措置の実施の内容

| 検討 | | 環境保全措置 | | | 実施 | 効果の | 他の環境 | | |
|-------|------------|---------------|-------------|---------------------------|--|-----|------|------|----|
| 影響 | 要因 影響 の視 点 | | 内容 | 効果 | 区分 | | 不確実性 | への影響 | |
| 工事の実施 | 造成工事の実施 | への負荷廃棄物等による環境 | 減 廃棄物等の発生量削 | 産業廃棄物、建 設発生土の適正 な管理 | 廃棄物の処理及び清掃に 関する法律、神奈川県土 砂の適正処理に関する条 例等を遵守するととも に、指定処分を前提とす ることにより、産業廃棄 物や建設発生土の適正処 理が図られます。 | 低減 | 事業者 | なし | なし |

47. 公益的施設用地における防災機能について

本地区の公益的施設用地では、大規模災害発生時には広域応援活動拠点としての機能や広域避難場所として機能の確保に向けた検討を進めています。

広域応援活動拠点は、「横浜市防災計画(震災対策編)」にある通り、防衛省、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊(警察)の応援部隊が円滑に救助・救出活動を行うための拠点であり、部隊の集結に便の良い交通要所に位置するとともに、想定される派遣人数の宿営及びヘリコプターの発着が可能な広い場所が必要になります。

具体的な規模については、今後、検討していきますが、公益的施設用地の中央付近については、これらの施設や機能を十分に確保していきたいと考えているため、調整池3については上部利用の出来る地下式調整池としています。



広域応援活動拠点のイメージ (「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画(2020年3月)」より)

48. 桜並木の景観について

海軍道路の桜並木は、対象事業実施区域内に存在する景観資源として準備書で予測を行っています(準備書 p. 9. 13-23)が、新たに海軍道路の桜並木が眺望できる地点を設定し、遠景の眺望景観としての影響の予測評価を行いました。

1) 新たに設定する予測評価の地点選定

新たに設定する海軍道路の桜並木が眺望できる地点は、選定する際に以下の点に留意しました。

- ・予測評価を行う地点と海軍道路の間に障害物等がなく、長い区間の海軍道路を望める 地点を選定しました。
- ・不特定多数の人が眺望できる地点を選定しました。

以上の観点から現地踏査を行った結果、対象事業実施区域西側の道路上の地点である地点⑦を選定しました。(位置は、図 48-1 に示すとおりです。)

地点⑦についての予測結果、環境保全措置、評価は、「2)環境影響評価の予測及び評価の結果」(p. 5~8)に記載したとおりです。

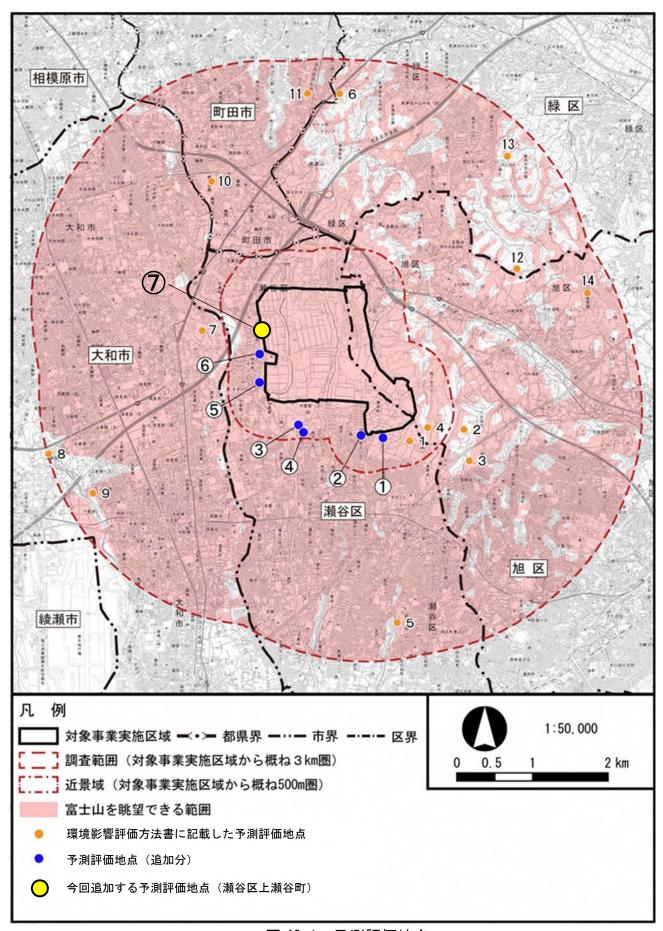


図 48-1 予測評価地点

2) 環境影響評価の予測及び評価の結果

(1) 予測結果

本地点は、対象事業実施区域西側の道路上に位置します。

本地点からは、写真 48-1(1)に示すように、対象事業実施区域が眺望できます。対象事業実施区域内は正面に農道が通っており、その左右に畑が広がっています。また農道の突き当りには海軍道路の桜並木、そして更にその奥には、対象事業実施区域内の樹木が眺望できます。なお、現況写真は 2021 年 10 月に撮影を行いましたので、海軍道路の桜並木が分かる様に加工を行っています。

敷地の存在時においては、写真 48-1(2)に示すように、本地点から視認できる範囲は農業振興地区として改変しますが、視野に入るほとんどは道路と擁壁になります。それ以外は、海軍道路の桜並木や奥の樹木が伐採され、対象事業実施区域の東側に建っている建築物や樹木を望む眺望景観となり、大きく変化するものと予測します。

構造物の存在時においては、写真 48-1(3)に示すように、本地点からは区域内道路、調整池等の構造物は視認できないため、眺望としては敷地の存在時と同じであり、眺望景観が大きく変化するものと予測します。



写真 48-1(1) No. 7 瀬谷区上瀬谷町(現況:海軍道路の桜並木が分かる様に加工済)

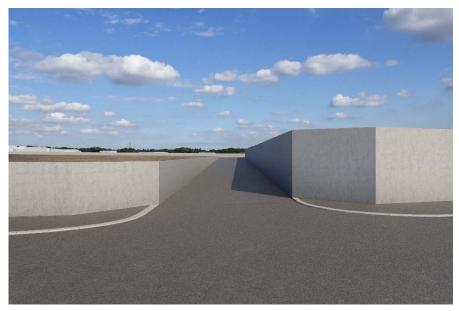


写真 48-1(2) No. 7 瀬谷区上瀬谷町(敷地の存在)



写真 48-1(3) No. 7 瀬谷区上瀬谷町(構造物の存在)

(2)環境保全措置

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避、低減又は代償することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 48-3 に示します。

表 48-3 環境保全措置の検討の状況

| 環境保全措置実施の適否 | | 適否の理由 | | |
|----------------------|---|---|--|--|
| 桜並木等の創出 | 適 | 消失する桜並木等の代償として、新たな桜並木等を創出することにより、景観への影響を低減できるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。 | | |
| 遠景の眺望に配慮した土 地利用計画 | 適 | 丹沢山地や富士山が眺望できるように配慮した将来の土 地利用計画を促し、景観への影響を軽減できるため、適正 な環境保全措置であると考えて採用します。 | | |

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

敷地の存在及び構造物の存在に伴う眺望点からの影響を低減させるため、表 48-4 に示すとおりの環境保全措置を実施します。

効果の 環境保全措置 検討の 実施 他の環境 影響 影響要因 不確実 視点 主体 への影響 内容 効果 区分 在及び供用 土地又は工: 存敷 在地 景観 緑 眺望景観、囲繞景観 地 桜並木等の創出※ への影響が代償で 代償事業者 なし なし 及び 存在 きます。 影響 地 形 作 構造物 眺望景観、囲繞景観 \mathcal{O} 遠景の眺望に配慮 物 保全 への影響の低減が 低減 事業者 なし なし \mathcal{O} した土地利用計画 見込まれます。 存

表 48-4 環境保全措置の実施の内容

(3)評価

① 環境保全措置の検討の状況

景観に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより、評価を行いました。

② 環境保全措置の検討の状況

眺望景観への影響の低減の適切な環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な 範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。 なお、準備書 p. 2-59 にも記載のとおり、海軍道路の桜並木については、海軍道路の沿道関係者及び区民の方で構成する「海軍道路の桜並木に関する懇談会」を立ち上げ、現存する桜の残置や移植、伐採の考え方、新たに樹木を移植する場合の樹種の選定などについて、意見交換を行っています。

令和3年7月30日に「第1回海軍道路の桜並木に関する懇談会」を開催し、海軍道路の桜並木の現状や課題、今後の方向性などについて、参加者と意見交換を行いました。「第2回海軍道路の桜並木に関する懇談会」は現地説明会を実施しており、第3回以降では、具体的な樹種や整備イメージなどについて、参加者と意見交換を行っていく予定です。

また、地区全体で、土地利用計画の特性を活かした、対象事業実施区域及びその周辺部の緑・環境・景観に関する基本方針を検討していく中で、ご指摘をいただきました桜並木などの景観資源を含め、地区内道路からの新たな景観などについても考えていきたいと思います。

49. 鎌倉古道の一部改変に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響について

鎌倉古道については、「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」で紹介されているハイキングコースのうち、「鎌倉古道 北コース」について予測評価を行っています。

「鎌倉古道 北コース」は、準備書 p. 9. 14-3「図 9. 14-1 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点」又は本資料 11ページの図 49-1 に示すように、海軍道路の桜並木や上瀬谷小学校周辺の道路、鎌倉古道・上道沿道にある神社仏閣等を巡るコースとなっています。

前回のご指摘も踏まえ、海軍道路の桜並木及びレクリエーション行動の変化への影響について、次のとおり予測評価を行いました。

(1) 予測·評価

a. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度

「鎌倉古道 北コース」のうち、海軍道路の桜並木や上瀬谷小学校周辺の道路については対象事業実施区域に含まれています。そのため、海軍道路の桜並木の消滅や「鎌倉古道北コース」の一部が変更される可能性があり、それにより活動の場の改変が起こり、レクリエーション行動への影響が生じると予測します。

b. 利用性の変化の程度

「鎌倉古道 北コース」のうち、海軍道路の桜並木や上瀬谷小学校周辺の道路については対象事業実施区域に含まれています。特に海軍道路は工事用車両及び関係車両が通行する予定ですが、工事中の海軍道路は歩道の整備が完了していない可能性があることや「鎌倉古道 北コース」の一部が変更される可能性があり、それにより利用性の変化が起こり、レクリエーション行動への影響が生じると予測します。

c. 快適性の変化の程度

「鎌倉古道 北コース」のうち、海軍道路の桜並木や上瀬谷小学校周辺の道路については対象事業実施区域に含まれています。そのため、海軍道路の桜並木の消滅や「鎌倉古道北コース」の一部が変更される可能性があり、それにより快適性の変化が起こり、レクリエーション行動への影響が生じると予測します。

なお、「鎌倉古道 北コース」のうち、瀬谷駅や境川周辺のコースについては、工事用車両の主な運行ルート及び関係車両の主な走行ルートとなっていないため、「a. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度」、「b. 利用性の変化の程度」、「c. 快適性の変化の程度」については、いずれも影響はないと予測します。

(2)環境保全措置

環境保全措置としては、前述の "No. 48 桜並木の景観について" と同じように、海軍道路の桜並木が消滅することに対して "桜並木等の創出"を挙げています。(準備書 p. 9. 14-31 「表 9. 14-12 環境保全措置の実施の内容」)

桜並木等の創出時期については、今後、施工計画と併せて検討していきますが、なるべく早い時期に創出する計画とします。

なお、準備書 p. 2-59 にも記載の通り、海軍道路の桜並木については、海軍道路の沿道 関係者及び区民の方で構成する「海軍道路の桜並木に関する懇談会」を立ち上げ、現存す る桜の残置や移植、伐採の考え方、新たに樹木を移植する場合の樹種の選定などについて、 意見交換を行っています。

令和3年7月30日に「第1回海軍道路の桜並木に関する懇談会」を開催し、海軍道路の桜並木の現状や課題、今後の方向性などについて、参加者と意見交換を行いました。「第2回海軍道路の桜並木に関する懇談会」は現地説明会を実施しており、第3回以降では、具体的な樹種や整備イメージなどについて、参加者と意見交換を行っていく予定です。

工事中に鎌倉古道 北コースの一部が変更されることに対しては、新たに"工事計画等の周辺住民への周知"を追加し、詳細な施工計画が決定した時や、工事期間中に施工計画の内容が変更になった時には、工事の内容や作業期間、アクセス路等について周辺住民の方へ周知を行い、影響が低減されるように、可能な限り情報公開を行っていきます。

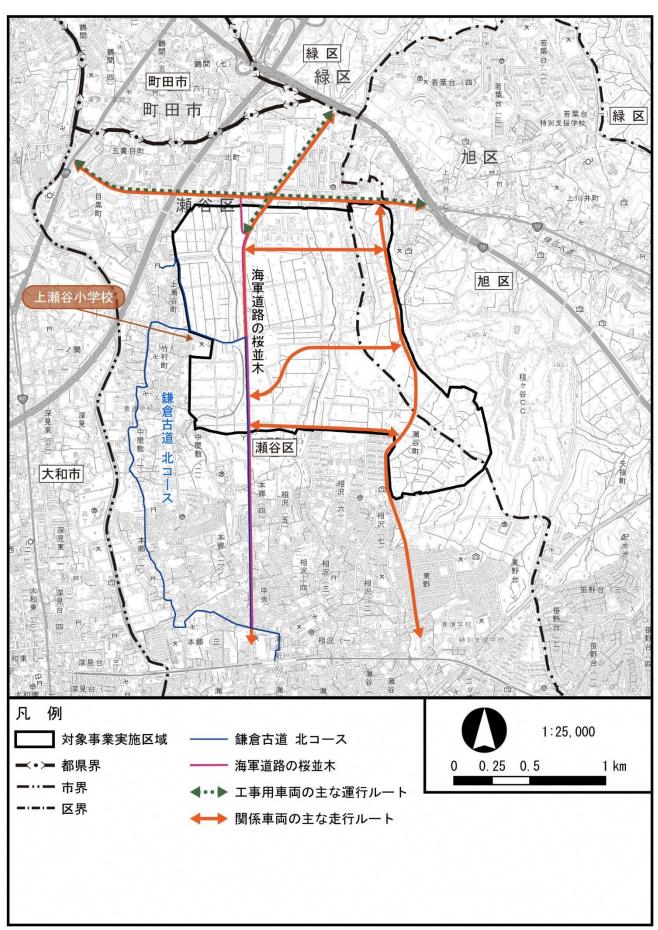


図 49-1 工事用車両の主な運行ルート、関係車両の主な走行ルートとの重ね合わせ

50. 後背地との連続性に配慮した調整池について

地上式の調整池のうち、調整池1、5については、周辺を道路で囲まれた位置に配置することから、後背地との連続性に配慮した調整池とすることは困難であると考えています。 また、調整池2、6については、農業振興地区内に配置しますが、具体的な土地利用が 決まっていないため、地権者と調整を図りながら検討していきます。

一方、公園区域内に整備する調整池4については、ホトケドジョウの生息環境と同じ和 泉川流域において計画していることから、今後、公園整備事業等と調整を図りながら、現 地形や自然豊かな環境をいかし、生息環境の創出に寄与するような調整池を検討していき ます。

上記の考えを踏まえ、前回の審査会資料「27.公益的施設用地内の調整池について」のうち、調整池4に係る記載を次の通り、見直しました。

<修正前>

地形や自然豊かな環境をいかし、環境に負荷の少ない調整池を検討

<修正後>

地形や自然豊かな環境をいかし、生息環境の創出に寄与するような調整池を検討

51. 鳥類のねぐら調査の時間帯について

鳥類のねぐら調査に係る調査日及び調査時間は、下表に示す通りです。

調査時間については、鳥類のねぐら入りは日の入り前後に行われることが多いこと、日の入り前に周辺の鳥類の群れの有無を把握することから、日の入りの概ね1時間半前から 完全に日が暮れる時間帯となる日の入り30分後まで実施しました。

| | DO I I NO CONTE | () hid T. () / / / / O . (| 11-5 115 |
|------|-----------------|------------------------------|-------------|
| 調査時期 | 調査日 | 日の入り時刻 | 調査時間 |
| 秋季 | 令和2年11月2日 | 16:46 | 15:15~17:15 |
| 冬季 | 令和3年2月20日 | 17:28 | 15:45~18:00 |

表 51-1 ねぐら調査の調査時期及び時間帯

調査結果について、審査会でのご指摘の通り、「秋季は群れの確認が早い時間帯であることから、ねぐらの位置は確認出来なかった。冬季は夕暮れ前後に群れを確認したが、滞留後に東方向に飛去していることから、ねぐらの位置は特定できなかった。」と修正します。

準備書表 9.10-9 (P9.10-25) の確認状況は以下の通り修正し、図 9.10-3 (P9.10-26) は削除します。

<修正前>

| | | 1 | |
|------|----------|----------|------------------------------------|
| 調査時期 | 確認日時 | 個体数 | 確認状況 |
| 秋季 | 11/2 (月) | 100 個体程度 | 現地調査の結果、ムクドリの群れを1群確認した。 |
| | 15:18~ | | 確認位置は、上瀬谷旧通信施設北西側の畑の上空であり、100 個体程 |
| | 15:20 | | 度の群れが上空を数回旋回し、その後、大門川沿いの樹林と草本の茂み |
| | | | 方向に飛翔し、見失った。 |
| | | | その後、再度飛翔する群れは見られなかったことから、大門川沿いの |
| | | | 樹林をねぐらとして利用しているものと考えられる。 |
| | | | なお、旧通信施設中央部及び東側では、ねぐら入りする鳥類の集団は |
| | | | 確認できなかった。 |
| 冬季 | 2/20 (土) | 80 個体程度 | 現地調査の結果、ムクドリの群れ1群を確認した。 |
| | 17:00∼ | | ムクドリの群れの確認位置は、海軍道路沿いの桜並木であり、樹上に |
| | 17:34 | | 泊まっている 80 個体程度のムクドリの群れを確認した。その後、日の |
| | | | 入り時刻まで桜並木に滞留した後、東方向に飛翔し、見失った。 |
| | | | なお、旧通信施設中央部及び東側では、ねぐら入りする鳥類の集団は |
| | | | 確認できなかった。 |

<修正後>

| 調査時期/時間 | 確認日時 | 個体数 | 確認状況 |
|---------|----------|----------|--|
| 秋季 | 11/2 (月) | 100 個体程度 | 現地調査の結果、昼間の時間帯にムクドリの群れを1群確認した。 |
| 15:15∼ | 15:18~ | | 確認位置は、上瀬谷旧通信施設北西側の畑の上空であり、100 個体程 |
| 17:15 | 15:20 | | 度の群れが上空を数回旋回し、その後、大門川沿いの樹林と草本の茂み |
| | | | 方向に飛翔し、見失った。 |
| | | | <u>夕暮れ前後には群れを確認することが出来なかったため、ねぐらの位</u> |
| | | | <u>置は確認できなかった。</u> |
| 冬季 | 2/20 (土) | 80 個体程度 | 現地調査の結果、ムクドリの群れ1群を確認した。 |
| 15:45~ | 17:00∼ | | ムクドリの群れの確認位置は、海軍道路沿いの桜並木であり、樹上に |
| 18:00 | 17:34 | | 泊まっている 80 個体程度のムクドリの群れを確認した。その後、日の |
| | | | 入り時刻まで桜並木に滞留した後、東方向に飛翔し、見失った。 |
| | | | 夕暮れ前後に群れを確認したが、ねぐらの位置は特定できなかった。 |

52. 大門川及び相沢川を暗渠化した理由及び経緯

<暗渠化した理由>

地区内の大門川については、農業振興地区の勾配をできる限り少なくし、効率的に農地を利用できるよう暗渠化し切り回しを行い、また地区内の相沢川については、観光・賑わい地区と物流地区の一体的な宅地としての利用を促進するために、暗渠化し切り回しを行う予定です。

暗渠化計画にあたっての環境保全としては、大門川と相沢川ともに、水の汚れのモニタリングを行い、環境基準に適合しない結果となった場合には、適切な環境保全措置を講じることとしています。また動植物や生態系における環境保全措置である「保全対象種の生息環境の創出」について、対象事業実施区域北部の相沢川沿いの環境をモデルに、南側の公園区域内に、概ね 1.5ha のエリアで、現在の土地利用や現地形をいかし、湿地、草地、水路、樹林等を確保する計画としています。

暗渠化計画にあたっての経済性については、農業振興地区内の農地の傾斜改善や、観光・ 賑わい地区と物流地区の一体的な宅地としての利用により、現在よりも土地の利用価値は 上がると考えられます。

暗渠化計画にあたっての地域社会への影響については、暗渠化した水路を活用することは難しいですが、保全対象種の生息環境を創出する場において、地域の方々や子供たちの環境学習の場としての活用していくことなどについて、今後検討を行っていきます。

なお、農業振興地区においては、賑わい施設などと連携した農作物の収穫体験や、滞在しながら農の魅力を味わう農体験など、新たな都市農業モデルとなる拠点の形成を図ることとしていますが、環境学習の場や市民菜園などといった具体的な活用方法は、今後、地権者との話し合いの中で決まっていくことになります。

<経緯>

方法書段階では、本事業が農業振興と都市的土地利用を行う土地を集約し、農業基盤や 道路などの都市基盤の整備を一体的に推進するため、対象事業実施区域全域について土地 の改変を行う計画だったため、大門川及び相沢川は、改修等が行われる可能性がある旨、 ご説明をさせていただきました。

その後、土地利用の検討を進めていく中で、地権者の意向を踏まえ、まとまった土地利用の実現や平坦な農地環境の創出に向け、相沢川及び大門川については、道路の下に切り回し、暗渠化する計画となったため、準備書にその旨、記載をさせていただきました。

従って、方法書段階では、環境影響評価項目として、「公共用水域の底質」「河川の形態、 流量」を選定し、準備書段階では、河川改修の手法として、切り回しを行い暗渠化する計 画である旨、記載し、予測及び評価を行いました。

53. 国内における暗渠化の事例について

①長久手中央土地区画整理事業 (愛知県長久手市)

長久手市では、2005 年に自然の叡智をテーマとした愛・地球博が開催され、それに伴う東部丘陵線(リニモ)の開通等により交通の利便性が向上しました。長久手中央土地 区画整理事業は、その沿線にある長久手古戦場駅周辺に立地しています。

事 業 名 長久手中央土地区画整理事業

場 所 愛知県長久手市

最寄り駅 愛知高速交通株式会社

東部丘陵線(リニモ)

長久手古戦場駅

施工面積 27.4ha

河川の暗渠化範囲

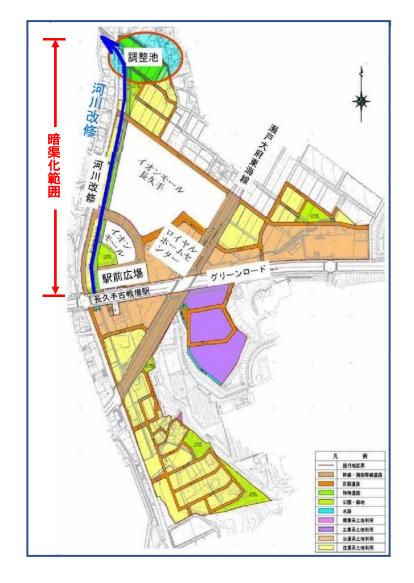
右図の「河川改修」としている範囲(L=約0.4km)

経 過 2010年7月組合設立

2011年4月着工

2012年10月仮換地指定

2021年度中に換地処分予定



②帷子川プロムナード計画

帷子川の上流部(日影橋〜前山橋)に位置する横浜市旭区において、地域の要望もあり、河川改修に伴い廃川となった延長約 $1 \, \mathrm{km}$ 、幅 $8 \sim 10 \, \mathrm{m}$ の旧河道を活用したプロムナード整備を進めています。

旧河道には、地先排水雨水管からの流入があるため、それらを流す機能を有する下水道管(ボックスカルバート)を河床レベルに設置したうえで、旧河道全体を周辺地盤と同程度の高さまで埋め戻すことで、プロムナードの基盤を生成し、その後、上部を公園(緑道)として整備する計画です。



54. 相沢川の谷戸環境について

相沢川の切り回し及び暗渠化に伴い、北側の谷戸環境については、図 54-1 に示すとおり造成工事を行う予定です。

量的に相沢川沿いの現環境を確保することは困難であるため、相沢川沿いのうち、水田、休耕田、水路及び樹林が一体となった対象事業実施区域北部の環境をモデル地域として、同様の谷戸地域である対象事業実施区域の南側を動植物などにおける環境保全措置である「保全対象種の生息環境の創出」を行うエリアとし、現況の地形及び土地利用をいかし、新たに湿地、草地、水路、樹林等を創出する計画です。

また、図 54-3 に示したとおり、水路、草地、湿地、樹林という環境区分を連続的に推 移させることで、様々なハビタットタイプの保全対象種が生息・生育できる環境を創出し ます。

なお、農業振興地区は、将来も営農継続を希望している地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリアであり、営農継続を希望している地権者全員の換地先が農業振興地区となる様、調整を進めているところです。ただし、相沢川の谷戸環境にある水田を含め、対象事業実施区域内の全ての水田については、地権者との話し合いを踏まえ、将来残さない方向で検討が進められています。

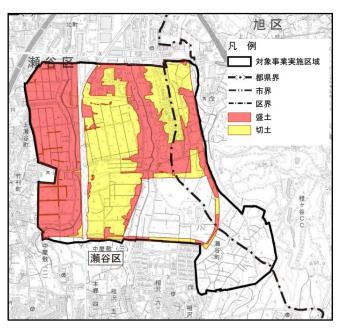


図 54-1 切土・盛土の状況

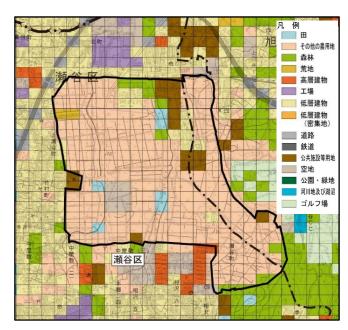


図 54-2 土地利用現況図

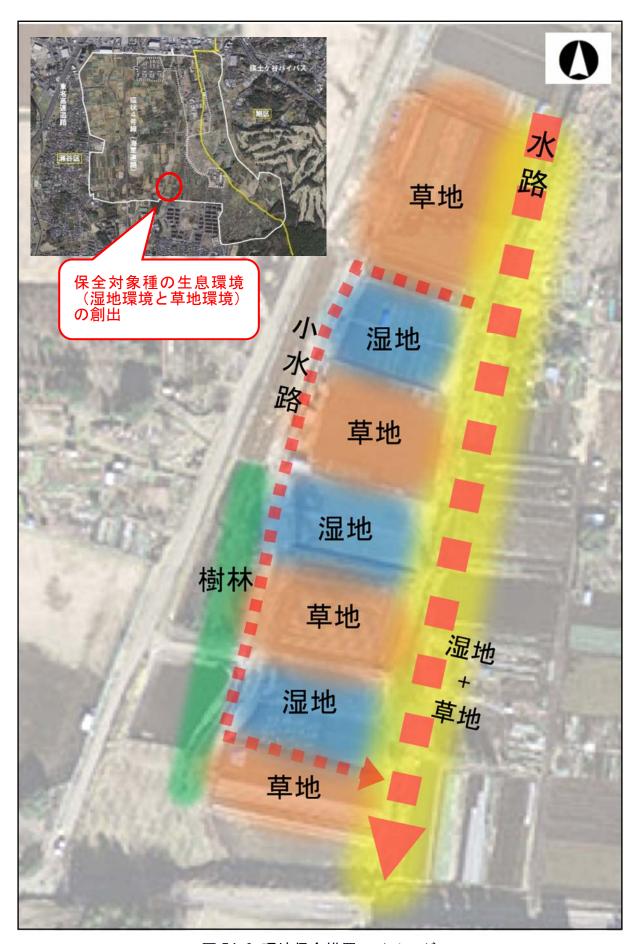


図 54-3 環境保全措置のイメージ